

和 企 契 号 外
令和7年 4月 3日
(2025年)

各 位

契 約 課 長

和歌山市公営企業契約規程の一部改正について（通知）

このことについて、地方自治法施行令の一部を改正する政令が、令和7年4月1日に施行されることに伴い、次のとおり和歌山市公営企業契約規程の改正を行いましたので通知します。

1 改正の概要

(1) 随意契約によることができる場合の額（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の規則で定める額）の改正後の額は次のとおり。（第3条関係）

- ア 工事又は製造の請負 2,000,000円
- イ 財産の買入れ 1,500,000円
- ウ 物件の借入れ 800,000円
- エ 財産の売払い 500,000円
- オ 物件の貸付け 300,000円（変更なし）
- カ 前各号に掲げるもの以外のもの 1,000,000円

2 施行期日

令和7年4月1日